

「子どもの権利条約」30年に寄せて
～大阪府教育長からのメッセージ～

皆さん、「子どもの権利条約」を知っていますか？

今年、2019年は、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が国連で採択されて30年、日本が批准して25年という記念の年です。この条約は、現在196の国と地域で締結されており、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。採択以来、世界の子どもたちの暮らしの改善に大きな役割を果たしてきました。

この条約では、次の4つの権利を保障しています。

- ① 生きる権利。これは、防げる病気などで命をうばわれない、病気やけがをしたら治療を受けることができるなどの権利のことです。
- ② 育つ権利。これは、教育を受け、休んだり遊んだりできる、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができるなどの権利のことです。
- ③ 守られる権利。これは、障がいのある子どもや少数民族の子どもをはじめ、すべての子どもが、あらゆる虐待や搾取などから守られる権利のことです。
- ④ 参加する権利。これは、自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできるなどの権利のことです。

すべての子どもは平等にこれらの権利を持っています。私たち大人は、皆さん一人ひとりをかけがえのない存在として守り、条約で保障された権利が守られるようにします。「皆さん一人ひとりにとって一番良いこと（これを「子どもの最善の利益」といいます）は何か」を追い求め、それを実行することが、私たち大人の大事な責務です。

勉強がわからない。友達やきょうだいとうまくいかない。学校に行くのがしんどい。いろいろな悩みがあるでしょう。もし、あなたが悩んでいたら、決して一人で抱え込まないで、学校の先生や近くの人に相談してください。きっと力になります。ただし、SNSなどを通じて、知らない大人に頼ることは危険です。絶対にしてはいけません。

繰り返します。皆さん一人ひとりが、「世界でたった一人」のかけがえのない存在です。私たちは、あらゆる場面で皆さん一人ひとりが大切にされ、同時に、他の人を大切にしながら互いに尊重し合いながら、安心して自分らしく成長できるよう、見守り応援し続けていきます。

結びに、大阪府の教育長として、そして大人の代表として、これからも、皆さん一人ひとりのために「子どもの権利条約」を大切にしていこうと誓います。

2019年12月10日

大阪府教育長 酒井 隆行